

平成31年4月15日

事業主殿

日光労働基準協会  
那須クレーン教習所

## 玉掛け技能講習会開催のご案内

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、那須クレーン教習所の協力を得、標記講習会を下記により実施することに致しましたので、該当者を受講させていただきたくご案内申し上げます。

※吊り上げ荷重1t以上のクレーン・移動式クレーン・デリック等の玉掛け業務は、労働衛生法第61条（同法施行令第20条及びクレーン則第221条）の規定により、技能講習を修了した者でなければ就業を禁じられております。

### 記

1. 日 時 令和元年6月24日（月）～26（水） 午前9時開始（受付8時45分）
2. 場 所 学科： 24日・25日 日光市大沢公民館 会議室  
（日光市大沢町809-1 ☎0288-26-1975）  
実技： 26日 那須クレーン教習所（受講者多数の場合はバス送迎可）  
（那須塩原市二区町342 ☎0287-37-3660）
3. 申込締切 令和元年6月7日（金）※受講定員に満たない場合は中止になる場合もあります。また締切日前でも定員になり次第締め切ります。予めご了承下さい。
4. 受講料（テキスト・写真代含む）
  - 19時間コース 24,500円 ※玉掛けの実務未経験者
  - 16時間コース 21,500円 ※玉掛けの補助作業に6か月以上の経験者  
（補助作業経験証明を添付して下さい。）
  - 15時間コース 20,000円  
※クレーン等の免許を有する者、若しくは小型移動式クレーン又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者（クレーン等の免許証又は技能講習修了証コピーを添付して下さい。）
5. 定 員 20名
6. 申込方法 申込書にご記入の上、受講料・必要書類を添えて下記までお申込み下さい。  
日光労働基準協会（日光市今市306-2 ☎0288-21-2047）
7. その他 ①学科は鉛筆、消しゴム。実技は、作業にふさわしい服装・軍手を持参して下さい。  
②一度払い込まれた受講料はお返し致しません。（テキストはお渡しします）  
③26日（実技）の昼食は、隣接の那須自動車教習所で食事できます。（定食500円）

# 玉掛け技能講習受講申込書

栃木労働局長登録教習機関  
那須クレーン教習所長 殿

(ボールペン自筆)	受講者に関する事項	ふりがな					昭・平	年	月	日生	
		氏名									
		現住所	〒 _____				TEL _____ ( _____ )				
		勤務先									
		勤務先住所					TEL _____ ( _____ )				
一部科目免除の資格に関する事項	1.	・クレーン・デリック・移動式クレーン又は揚貨装置運転士免許を有する者 (15時間コース) ・床上操作式クレーン又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 免許証・修了証確認 令和 年 月 日 確認者印 [ _____ ]									
	2.	イ つり上げ荷重が5t未満のクレーン・5t以上の跨線テルハ、1t未満の移動式クレーン若しくは5t未満のデリックの運転の業務に6月以上従事した経験を有する者 (18時間コース) (特別教育修了者に限る) ロ 鉾山においてクレーン若しくは移動式クレーンの運転の業務に1月以上従事した経験を有する者 特別教育修了証確認 令和 年 月 日 確認者印 [ _____ ]									
	3.	・1t以上のクレーン・移動式クレーン・デリック若しくは揚貨装置の玉掛けの補助作業若しくは1t未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6月以上従事した経験を有する者 (16時間コース)									
	4.	1t未満のクレーン・移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に6月以上 (15時間コース) 従事した経験を有する者 (特別教育修了者に限る) 特別教育修了証確認 令和 年 月 日 確認者印 [ _____ ]									
	2・3又は4の者の経験証明欄		業務内容 { _____ } [期 間] 昭・平・令 年 月 日 ~ 平・令 年 月 日 業務内容及び経験期間について、上記のとおり相違無いことを証明いたします。 令和 年 月 日 事業所名 _____ 事業者職氏名 _____ 印								
事項	講習に関する	受講コース	イ15Hコース		ロ16Hコース		ハ18Hコース		ニ19Hコース		
	講習期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 [・学科 時間 ・実技 時間]									
	修了証	第 _____ 号 交付年月日 令和 年 月 日									
実施管理者確認欄			管理者氏名			村上和友 印					

- 注
- ・受講者に関する項目は原則として自筆で記入すること。
  - ・申込事項に虚偽の申請が認められた場合、修了証を交付できないことがあります。
  - ・一度納入された受講料等は、原則として返金できませんのでご了承下さい。
  - ・受講の有効期限は講習開始日から3ヶ月 (但し正当な理由がある場合は申し出て下さい)
  - ・この個人情報 は講習及び修了証の発行に関する目的以外には使用いたしません。